

令和5年第4回
教育委員会定例会
会議録

令和5年4月20日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年第4回教育委員会定例会	
開 催 日 時	令和5年4月20日（木） 開会時刻午後2時01分 閉会時刻午後2時29分	
開 催 場 所	朝霞市役所 第1委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 0人	

令和5年第4回

教育委員会定例会

令和5年4月20日(木)
午後2時01分から
午後2時29分まで
朝霞市役所第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	野 口 邦 彦
生 涯 学 習 部 長	神 頭 勇
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀 川 政 昭
生涯学習部次長兼図書館長	菊 島 隆 一
教 育 管 理 課 主 幹	中 村 浩 信
教 育 指 導 課 長	松 本 欣 巳

学 校 給 食 課 長
文 化 財 課 主 幹
中 央 公 民 館 長

長 谷 修
藤 原 真 吾
又 賀 俊 一

事務局

教 育 総 務 課 主 幹
教 育 総 務 課 長 補 佐
教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 長

多 度 津 み どり
斎 藤 勉
佐 藤 卓

(会議議題)

◎教育長報告事項

- ① 令和5年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ② 令和5年度当初教職員人事異動の概要について
- ③ 令和5年度朝霞市小中学校の学級編制について
- ④ いじめに関する調査結果について
- ⑤ 専決処理について（朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について）
- ⑥ 専決処理について（朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について）
- ⑦ 令和4年度第4回朝霞市スポーツ推進委員会議について
- ⑧ 朝霞市指定無形文化財溝沼獅子舞奉納について
- ⑨ 専決処理について（朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について）
- ⑩ 専決処理について（朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命について）

◎提出議案

- 議案第26号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第27号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
- 議案第28号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
- 議案第29号 第五採択地区協議会規約について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和5年第4回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木教育長職務代理者をお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和5年第3回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があれば、お申し出いただきたいと存じます。

追加、提出がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議ございませんので、議案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が10件、提出議案が4件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当する者はございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

教育長報告事項の「4点目 いじめに関する調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、「議案第27号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて」、及び「議案第28号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案します。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより採決いたします。

教育長報告事項4点目、並びに議案第27号及び第28号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、教育長報告事項4点目、並びに議案第27号及び第28号は、議事の最後に非公開で行うことに決めます。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和5年3月の教育長月間行事実績及び令和5年5月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料の通りとなります。

これらの行事につきましてご異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料の通り承認することといたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

事前に配付しております教育長報告事項に係る担当からの説明を省略し、専決処理の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項5点目につきまして、専決処理の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

解職及び委嘱した委員は別紙のとおりとなります。

以上でございます。

○二見教育長

次に、教育長報告事項6点目につきまして、専決処理の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市学校給食運営審議会委員のうち、学校教育関係者として委嘱しておりました委員の担当の変更に伴う委嘱替えをしたものです。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

○二見教育長

次に、教育長報告事項9点目につきまして、専決処理の説明をお願いします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市社会教育委員のうち、学校教育関係者として委嘱しておりました朝霞第三中学校長が定年退職されたことに伴い、新たに朝霞第一中学校長を委嘱したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

○二見教育長

次に、教育長報告事項10点目につきまして、専決処理の説明をお願いします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市博物館協議会委員のうち、学校教育関係者として任命しておりました朝霞第八小学校長が異動されたことに伴い、新たに朝霞第四小学校長を任命したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

○二見教育長

各専決事項の説明が終わりました。

それでは、非公開とされた4点目以外の報告事項について、ご質問等はありませんか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項1点目、令和5年第1回朝霞市議会定例会における教育関係、一般質問の概要について、でございますが、21ページの下の方の答弁で、部活動のあり方についてのアンケートを今年2月に中学生、小学6年生、保護者及び教員に行ったということで書かれておりますが、これについては具体的に議論していくことということではございますが、このアンケートの集計の状況、それから今後公表についてはどのようにお考えなのか教えていただきたいと思えます。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

はい。このアンケートにつきましては、タブレット端末を用いて行いましたので、中学生、小学6年生、保護者および教員に対して、多くの方に回答をいただいて集計ができております。この集計の結果についての取り扱いについてですが、まずは今年度、部活動のあり方検討会議を予定していますので、そこで委員の皆様に見ていただいて、検討を進めていくと同時に、あわせて、学校や保護者、地域の方への公開についても、内容を踏まえて検討していくことになるかと思っております。以上でございます。

○二見教育長

はい。平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育委員会への報告はどのようになるでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

はい。当然結果については、時期を見て報告をさせていただきたいと思えます。申し訳ありません。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

他にご質問等はございますか。

森島委員。

○森島委員

はい。教育長報告事項1点目の1ページなのですが、タブレット端末を家庭に持ち帰った後の使い方についてが課題となっておりますが、保護者と協力しながらということで課題となっているんですが、今までに何か具体的にちょっと問題があったとか、その課題の具体的なものみたいなものは何かあったのでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

はい、タブレット端末を家庭でもしっかり活用していく中で、私の中では一番多かったなと感じてるのは、タブレット端末に持ち帰って、うちの子がY o u T u b eばかり見てると、学校で端末に制限をかけてくれないか、というような問い合わせが非常に多かったと感じております。ただ、家庭での使い方も含めて、タブレットもこれから子供にとっては切って切り離せない存在ですので、それをどう活用していくか、その付き合い方もぜひ家庭で話し合っていたいただきたいというところも含めて、答弁をさせていただいております。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

その前のところの説明に、アプリについても、タブレット端末側からインストールできないようにしてあるということで、Y o u T u b eとかそういうものっていうのはやっぱりアプリをインストールしないと見れないものだと思うんですけど、その辺はどのようになっていますか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

はい。Y o u T u b eについてはアプリを事前に市の方でインストールしておりますので使用することができる状態になっております。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

森島委員。

○森島委員

Y o u T u b e を使って、授業に何か使うとか、ということでY o u T u b e を使えるようにしてあるということですか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

はい。具体的なものと、以前は学校の方でオンライン授業の動画を作った際に、それをY o u T u b e で公開することもありましたし、様々な方面から、いろいろな動画の視聴について案内するときも、Y o u T u b e で公開してる場合があります。Y o u T u b e はやはり負の面もあるのは重々承知しておりますけども、活用のためにインストールをしたという判断でございます。

○二見教育長

他にございますか。

森島委員。

○森島委員

同じく報告事項1点目の2ページ目なのですが、

今年度I C T 支援員3名採用予定ということなのですが、あの差し支えない程度でいいので、どのような方にお手伝いいただけるのか、教えていただけますでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

はい。3名についてですが、最初3名を募集をかけた際に選考の関係で、まず2名の方を先に採用させていただきました。そのうちの1名の方が、これまでもずっと朝霞の学校に長く関わっていた方で、もともと現役時代は、S E として活躍をされていた方です。

あともう1名は、現在の子育て中のお母さんの方ではありますが、学校の学校業務アシスタントとしてお勤めいただく中でタブレット端末の方にも関わっていただいて、今回I C T 支援員に応募いただいて、採用させていただいた次第です。

残りの1名につきましても、今週から採用して勤務を開始しておりまして、その方についても、3月まで、I C T 関係の企業にお勤めで、サポートとかソフトウェア構築などの業務に携わっていた方です。以上です。

○二見教育長

他にございますか。

それでは、他に質問がないようでございますので、これで教育長の報告事項を終わります。

◎6 議案第26号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査委員会委員の委嘱及び任命について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

「議案第26号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第26号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例第4条第2項の規定に基づき、朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員の委嘱及び任命を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第26号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第26号」は、原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第29号 第五採択地区協議会規約について

○二見教育長

次に、「議案第29号 第五採択地区協議会規約について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第29号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき定めた第五採択地区協議会規約でございます。

内容につきましては、平成30年4月26日から施行されているものとなっております。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。

「議案第29号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって「議案第29号」は原案の通り可決されました。

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

その他として、事務局又は委員の皆様から何かございますか。

ございませんか。

それでは、その他を終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

関係説明員以外の方の退席を求めます。

(暫時休憩)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ④いじめに関する調査結果について

◎6 議案の審議 議案第27号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

議案第28号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これもちまして、令和5年第4回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。